

令和7年度 フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金募集要項（電子申請用）

本募集要項は電子申請用です。

郵送申請を行う場合は、「令和7年度 フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金募集要項（郵送申請用）」をお読みください。

目次

0 はじめに.....	2
1 奨励金の概要	3
2 奨励金の事前エントリー	7
3 奨励金の交付申請.....	8
4 奨励事業の実施.....	13
5 奨励金の実績報告	25
6 奨励金交付額の確定	29
7 奨励金の支払	29
8 変更・撤回・中止.....	29
9 企業名等の公表.....	30
10 その他留意事項.....	30
11 その他	31

〈本申請に関する問合せ先〉

はたらく女性スクエア（東京都労働相談情報センター青山事務所）

フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金担当

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 地下1階

電話番号 03-6427-7518

0 はじめに

生理やPMS（月経前症候群）、更年期症状、産後のホルモンバランスの乱れなど女性特有の体調不良は、女性が仕事を続け、活躍していく上でハードルとなることがあります。

Femtech（フェムテック）は、Female（女性）とTechnology（テクノロジー）からなる造語であり、このような女性特有の健康課題について、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものをいい、近年注目されています。

令和6年2月に、「女性特有の健康課題による社会全体の経済損失」が総額で年間3.4兆円との試算結果を経済産業省が公表しました。仮に、日本のあらゆる企業等が女性特有の健康課題への支援に取り組んだ場合、その経済効果は年間約1.1兆円との試算もあります。

女性特有の健康課題は、業務効率や就業継続にも大きな影響を与えており、経営者・管理職・人事労務担当者等が十分に理解し、職場環境などを適切に整備することで、従業員の活力向上や生産性の向上等につながる事が期待されます。

東京都では、女性従業員の状況や抱える悩みを把握し、フェムテック等を活用して働きやすい職場環境の整備に取り組む企業等を支援し、働く女性や周囲の同僚等が互いに生き生きと活躍できる職場環境づくりを推進します。



女性特有の健康課題を知る、学ぶ！

働く女性のウェルネス向上委員会



特設サイト「働く女性のウェルネス向上委員会」(<https://women-wellness.metro.tokyo.lg.jp/>)では、働く女性の健康課題と仕事の両立を支援するため、企業の取組事例、女性の健康課題別体験談、専門家コラム、セミナーなどの情報を掲載しています。是非ご覧ください。

＜東京都のオンラインセミナーについて＞

東京都では、女性の健康課題に対する理解促進のためのオンラインセミナー（視聴無料）を実施しています。女性の健康課題に対する正しい知識を特設サイト「働く女性のウェルネス向上委員会」で学ぶことができますので、是非ご覧ください。アーカイブ動画も公開中です。

本奨励金の概要や様式等については、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」に掲載されています。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/josei/katsuyaku/wellness/index.html>



1 奨励金の概要

(1) 実施目的

フェムテック（※1）製品・サービスを新たに導入し、福利厚生制度（※2）の整備・拡充等に取り組む都内企業等に対し、その取組を奨励することにより、企業等における女性特有の健康課題（※3）と仕事の両立を可能とする職場環境の整備を推進することを目的としています。

※1 フェム（女性）と Technology（技術）からなる造語であり、月経や更年期などの女性特有の健康課題について、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものをいう。

※2 フェムテック製品・サービスを新たに導入して、企業等が提供する従業員向けの制度、サービス等をいう。

※3 女性が罹りやすい病気や症状であって、月経、妊娠・不妊、産後の不調、更年期、婦人科系疾患に該当するものをいう。

(2) 奨励条件

[別表1](#)の要件を満たす奨励対象事業者が「[4 奨励事業の実施](#)」に記載の奨励事業の取組事項全てを実施した場合に奨励金を支給します。

(3) 奨励金交付額（定額）

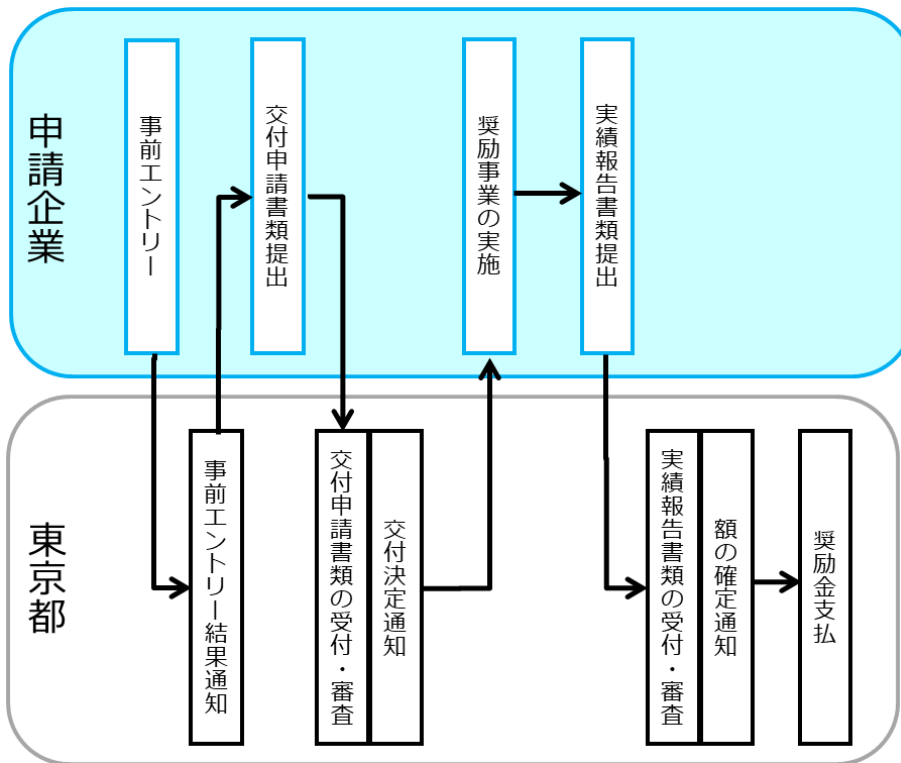
10万円

(4) 年間スケジュール等

受付回	事前エントリー 受付期間	申請書類 提出期限	奨励事業 実施期間	報告書類 提出期限	予定 社数
第1回	7月15日(火)10時 ～ 7月31日(木)17時	8月27日(水) 17時	10月1日(水) ～ 12月31日(水)	1月20日(火) 17時	30社
第2回 (追加)	10月20日(月)10時 ～ 10月31日(金)17時	11月20日(木) 17時	12月19日(金) ～ 2月28日(土)	3月10日(火) 17時	20社

※ 奨励事業実施期間より前に取組を開始することや奨励事業実施期間を延長することはできません。東京都が定めるスケジュール以外で事業を実施した場合は奨励対象外となります。

(5) 手続の流れ



- ※ 青色枠は申請企業が実施する部分です。
- ※ 審査の結果、不交付決定や奨励金が支給されない場合もあります。

別表 1 奨励対象事業者の要件

本奨励金の支給を受けるためには、奨励金の申請日から奨励事業完了日に至るまでの全期間を通じて、次の要件をいずれも満たしていなければなりません。要件を満たしていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。

1	都内で事業を営んでいる企業等であること (1) 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含みます。）するもの、別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの、労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する労働者協同組合及び都内税務署・都税事務所へ個人事業の開業・廃業等届出書を提出している個人事業主も含みます。ただし、次のア～ウのいずれかを満たすものは除きます。 ア 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等） イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの ウ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等） (2) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人は奨励対象外です。 (3) 「都内で事業を営んでいる」とは、法人においては都内に本店所在地がある、又は支店・営業所等の事業所があることをいいます。ただし、都内の本店又は都内の事業所に営業実態がなく、東京都に対して法人都民税を申告納付していないときは申請できません。個人事業主においては、営業実態がある事業所地が都内にあることをいいます。ただし、東京都に対して個人都民税を納付していないときは申請できません。
2	都内に勤務する常時雇用する労働者（登録型派遣労働者を除く。以下「常用労働者」という。）の女性を 2 人以上雇用していること (1) 常用労働者とは次のア～ウのいずれかに該当する者をいいます。 ア 無期雇用（期間の定めなく雇用されている）労働者 イ 有期雇用労働者の場合、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れ日から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる※労働者 ウ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、1 年以上の期間雇用され続けている労働者又は雇入れ日から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる※労働者 ※「見込まれる」とは、労働契約書等により 1 年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることをいいます。 (2) 常用労働者の女性従業員のうち 2 人については、次のア～ウの全てに該当する者とします。 ア 都内に勤務実態があること イ 雇入れ日から 6 か月以上継続して雇用していること ウ 雇用保険被保険者（加入期間は問わず、休業中を含む。）であること
3	過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと 違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから 5 年が経過していなければなりません。

4	労働関係法令について次の（１）～（６）に全て該当していること (1) 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること (2) 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること (3) 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していること (4) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条第 4 項、第 5 項、第 6 項第 2 号及び第 3 号に定める限度を超える時間外労働・休日労働を行っている労働者がいないこと (5) 労働基準法第 39 条第 7 項（年次有給休暇について年 5 日を取得させる義務）に違反していないこと (6) その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
5	厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること
6	都税の未納付がないこと 法人については、申告納付義務があるにもかかわらず、東京都に対して法人事業税及び法人都民税を申告納付していないとき、個人事業主については、納付義務があるにもかかわらず個人事業税及び個人都民税の未納付があるときは、申請できません。
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと 登記簿の事業目的欄に「遊技場の経営」等、上記法律に規定される事業の経営が記載されている場合、実際に事業を行ってなくても申請できないことがあります。
8	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員が、暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと
9	知事がホームページ等で企業名等及び取り組んだ奨励事業の内容等について公表することに同意していること 取組についてインタビューを行い、特設サイト「働く女性のウェルネス向上委員会」（https://women-wellness.metro.tokyo.lg.jp/）等で紹介する可能性があります。
10	東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること
11	企業等の代表者が過年度に本奨励金を利用又は申請したことがないこと

2 奨励金の事前エントリー



(1)事前エントリー

ア 受付期間等

受付回	事前エントリー受付期間	奨励事業実施期間	予定社数
第1回	7月15日(火)10時～7月31日(木)17時	10月1日(水)～12月31日(水)	30社
第2回(追加)	10月20日(月)10時～10月31日(金)17時	12月19日(金)～2月28日(土)	20社

イ エントリー方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「T O K Y Oはたらくネット」から事前エントリーを行ってください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/josei/katsuyaku/wellness/index.html>



(2)事前エントリーに関する注意事項

- ア 事前エントリーは先着順ではありません。事前エントリー受付期間終了後、予定社数を上回る申込みがあった場合には抽選を行い、申請可能企業を決定します。
- イ 事前エントリー前に、[別表1 奨励対象事業者の要件](#)を必ずご確認ください。
- ウ 事前エントリーは企業等の担当者が行ってください。代理人による入力は認めておりません。
代理人等、企業等の担当者以外が事前エントリーを行ったことが判明した場合は、抽選対象外とします。
- エ 担当者欄には企業等の担当者の連絡先を登録してください。代理人等、申請企業以外を連絡先にしていることが判明した場合は、抽選対象外とします。

(3)事前エントリー結果通知（申請可能企業確定の連絡）

- ア 事前エントリー結果は、受付期間最終日から3開庁日以内に、事前エントリーの際に入力いただいたEメールアドレス宛に、東京都から連絡します。受付期間最終日から3開庁日を経過しても連絡がない場合は、[〈本申請に関する問合せ先〉](#)へお問い合わせください。
なお、事前エントリーを行った企業等の担当者以外からの問合せは受け付けておりません。
- イ 受信拒否機能などを設定している場合は、【S0293017@section.metro.tokyo.jp】からのメールを受信できるよう、あらかじめ設定を変更しておいてください。

3 奨励金の交付申請



(1) 申請書類の提出方法

申請書類一式を全て揃えて、デジタル庁が提供する電子申請システム「j Grants」（以下「J グランツ」という。）にある所定の申請フォームから提出してください。（郵送申請については、募集要項（郵送申請用）をご覧ください。）

《電子申請についての注意事項》

- 1 J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該システムを通じて行われた申請に対する東京都からの通知等についても、原則として当該システムにより行います。J グランツにより交付申請を行った場合は、原則として J グランツにより実績報告を行ってください。
- 2 J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「GビズID」のアカウント（g Biz ID プライム）を取得してください。デジタル庁の審査があり、ID 発行までには時間がかかるため、余裕を持って準備をしていただきますようお願いいたします。申請受付期間中にアカウントを取得できなかったとしても、申請書類提出期限の延長はいたしません。申請受付期間中にアカウントを取得できない見込みとなった場合は、郵送により申請してください。
- 3 J グランツ利用の際には、利用規約及びプライバシーポリシーに同意の上、ご利用ください。
- 4 申請企業の担当者以外（社会保険労務士や行政書士等）に代理で申請書類の作成を依頼するときは、GビズIDで代理申請における委任・受任の設定を行ってください。GビズIDで設定を行っていない場合、代理申請は認めません。詳細は J グランツの「事業者クイックマニュアル」（下記の囲みを参照してください。）をご確認ください。
- 5 本奨励金は限定公開のため、J グランツで検索しても表示されません。申請可能企業確定のご連絡の際に、アドレスをお知らせします。
- 6 申請の受信有無についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。
- 7 J グランツの操作方法についてのご質問は、J グランツへお問い合わせください。

◇ J グランツ

【公式ウェブサイト】<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※操作方法等については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

◇ GビズID

【公式ウェブサイト】<https://gbiz-id.go.jp/>

※GビズIDの取得方法等については、画面上部の「手続きガイド」>「ご利用ガイド」>アカウントをこれから作成される方【法人／個人事業主向け】「GビズIDクイックマニュアル G ビズIDプライム編（法人代表者）」又は「GビズIDクイックマニュアル G ビズIDプライム編（個人事業主）」をご確認ください。

※ 手続サクサクプロジェクトについて

J グランツで申請する際、「手続サクサクプロジェクト」への同意画面が表示されます。

「手続サクサクプロジェクト」とは、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の交付手続き等の際、ご提供いただいた法人情報等について、東京都のデータ収集に同意いただくと、今後、東京都の他の補助金等の申請手続きの際にデータ入力を省略可能とする取組のことです。

（東京都事業者データベース（<https://sakusaku.metro.tokyo.lg.jp/>））

(2) 申請書類提出期限

受付回	申請書類提出期限
第1回	8月27日(水)17時
第2回 (追加)	11月20日(木)17時

(3) 提出書類

[別表2](#)を参照してください。(J グランツの補助金詳細画面で作成してください。)

(4) 交付申請に関する注意事項

賃金や労働時間等をはじめとして労働関係法令を遵守する必要があります。労働時間、休憩時間、時間外・休日・深夜労働時間、休日・休暇、時間外労働の割増賃金等について、適正な運用を行ってください。(別表1 項番4に記載のとおり)

〔(様式第2号) 誓約書〕にチェック項目がありますので、十分に確認の上作成してください。
要件を満たしていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。

- ア 提出された書類は東京都からの問合せに対応できるよう必ずお手元に控えを残しておいてください。
- イ 一度提出された書類について申請企業等からの修正や差し替えはできません。また、提出期限後は書類の追加提出はできません。提出期限までに必要な書類が不足している場合は、奨励対象外となります。
- ウ 確認事項等がある場合は、申請企業の担当者にJ グランツ上のコメントや電話等で連絡します。
本申請に係る連絡先は、日中確実に応答できる申請企業の担当者（代表者を含む）及び連絡先を記載してください。申請企業以外の役員や従業員、GビズIDで委任を受けた代理人を担当者とすることは認められません。東京都が申請企業から委任を受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。
GビズID上で委任した場合であっても、申請書類の提出は申請企業自身が行うため、東京都は申請企業が作成した書類として審査を行います。必ず、東京都からの連絡には、申請企業の担当者が応答してください。
- エ 提出書類に不備がある場合は、修正提出を求めることや、審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出を求めることがあります（出勤簿、賃金台帳、就業規則等）。また、提出書類の内容について、ヒアリング等による確認や現地調査を実施することがあります。なお、書類提出の求めに応じない場合、確認や調査等に応じない場合は、奨励対象外となります。
- オ 交付申請は1企業等1回限りです。過年度に「フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金」を申請した企業等は申請できません。また、交付決定を受けたにも関わらず、奨励事業の一部又は全てを実施できず、奨励金が交付されなかった場合でも再度申請することはできません。
- カ 提出書類はA4版に統一してください。

(5) 交付決定

- ア [別表2](#)の提出書類を審査し、交付を決定します。
- イ 交付決定の通知はJ グランツにて行います。交付決定通知の電子ファイルを添付しますので、必ずご確認ください。
※ 審査の結果、不交付の決定をすることがあります。

別表 2 交付申請 提出書類一覧表

申請に関する各様式に記載する企業等名称、代表者氏名等は、法人については商業・法人登記簿謄本のとおりに、個人事業主については個人事業の開業・廃業等届出書及び住民票（住民票記載事項証明書）のとおりに記載してください。

No	提出書類	提出方法	
		申請 フォーム 入力	書類 添付
0	（様式）交付申請時提出チェックリスト	－	○
1	（様式第 1 号）事業計画書兼交付申請書	○	－
	（1）個人事業主の場合、「個人の住所地」を住民票（住民票記載事項証明書）のとおりに記載してください。 （2）提出日は、申請書類提出期限までの日付を記載してください。		
2	（様式第 2 号）誓約書	○	－
	（1）個人事業主の場合、「個人の住所地」を住民票（住民票記載事項証明書）のとおりに記載してください。 （2）誓約日は、〔（様式第 1 号）事業計画書兼交付申請書〕と同日としてください。		
3	（様式）提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者について	○	－
	常用労働者の女性従業員 2 人分及び 取組事項 3 で社内に設置する相談窓口配置する予定の従業員 1 人分について記載してください。		
4	雇用保険適用事業所設置届（事業主控）	－	○
	（1）都内の本店・支店・営業所等全事業所についての設置届を提出してください。 （2）都外に本社があり、都内に雇用保険適用事業所がない場合は、本社の設置届及びハローワークから発行された都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書を提出してください。		
5	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	－	○
	次の(1)、(2)のいずれも提出してください。ただし、(2)の従業員が(1)と同一人物の場合、(2)の提出は不要です。 なお、必要に応じて「事業所別被保険者台帳」の提出を求める場合があります。 （1） 別表 1 項番 2 に記載の常用労働者の女性従業員 2 人分 （2） 取組事項 3 の相談窓口配置する予定の、次のア～ウの全てに該当する従業員 1 人分 ア 別表 1 項番 2 （1）の常用労働者であること イ 都内に勤務実態があること ウ 雇用保険被保険者（加入期間は問わず、休業中を含まない。）であること		
6	労働契約書又は労働条件通知書	－	○
	上記 5 に該当する常用労働者 3 人分（5(1)常用労働者の女性従業員と 5(2)相談窓口配置する従業員が同一人物の場合は 2 人分）について、申請日時点で適用されている労働契約書又は労働条件通知書を提出してください。		

7	(様式) 事業所一覧	—	○
	(1) 全事業所（都外・海外に所在する事業所も含む。）について、事業所名称、所在地及び申請日現在の従業員数を記載してください。		
	(2) 登記上の本店所在地（個人事業主の場合、個人の住所地）、支店、事業所は、従業員がいない場合でも事業所として必ず記載してください。		
	(3) 個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上部の空白部分に「個人の住所地」を住民票（住民票記載事項証明書）のとおりに記載してください。		
	(4) 提出日は、〔（様式第1号）事業計画書兼交付申請書〕と同日としてください。		
8	会社案内又は会社概要	—	○
	パンフレットやホームページの写し、既存の会社概要など、①企業等の名称、②代表者、③所在地、④事業所の名称及び所在地、⑤事業内容等の最新の情報が確認できるものを提出してください。		
9	【法人】商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【個人事業主】個人事業の開業・廃業等届出書（写し）、住民票（住民票記載事項証明書）	—	○
	(1) 最新の情報が記載されており、かつ発行日から3か月以内のものを提出してください。 (2) 個人事業主の場合、個人事業の開業・廃業等届出書（写し。税務署又は都税事務所で受け付けた日付等が確認できるもの）及び住民票（住民票記載事項証明書）を提出してください。住民票（住民票記載事項証明書）は、住所、代表者氏名が記載されているものとし、 <u>本籍地、個人番号（マイナンバー）、世帯全員分の氏名等は記載しないでください。</u>		
10	水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等	—	○
	(1) 登記上の本店所在地が代表取締役の自宅であるなど、本店所在地で事業を営んでおらず、本社機能を持つ事業所地が別にある場合は、本社機能を持つ事業所地の書類を提出してください。本社機能を持つ事業所地で事業を営んでいることを確認します。 (2) 登記上の本店所在地が都外の場合、都内事業所のものを提出してください。都内で事業を営んでいることを確認するためのものなので、都内に複数事業所がある場合は1事業所分で構いません。		
11	都税の納税証明書	—	○
	申請日時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書を提出してください。（詳細は <u>《都税の納税証明書について》</u> をご確認ください。） (1) 法人の提出書類： 法人都民税及び法人事業税の納税証明書（2税目が1枚にまとまっても可） (2) 個人事業主の提出書類： 個人都民税（居住地分、事業所地分の2種類）及び個人事業税の納税証明書		

《都税の納税証明書について》

1 提出書類

(1) 法人の場合

法人都民税及び法人事業税の納税証明書（2 税目が1 枚にまとまっても可）

(2) 個人事業主の場合

個人都民税（居住地分、事業所地分の2 種類）及び個人事業税の納税証明書

2 注意事項

- (1) 申請日時時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書を提出してください。納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、前回納税分までの納税証明書を提出してください。
- (2) 申請日時時点で初めての納期限前の場合は、法人設立届(写し。税務署又は都税事務所で受け付けた日付等が確認できるもの)を提出し、実績報告時に都税の納税証明書の原本を提出してください。
- (3) 申請日時時点で直近の事業年度が終了しているが、納期が到達していないため支払っていない場合は、前年度分の納税証明書を提出してください。
- (4) 非課税の場合は、課税されない理由が分かるものとして、次の書類を提出してください。

ア 社会福祉法人等

(ア) 定款及び決算報告書

(イ) その他収益事業を営んでいないことが分かるもの

イ 個人事業主

(ア) 非課税証明書

(イ) 確定申告書第一表及び第二表の写し（税務署で受け付けた日付等が確認できるもの。国税電子申告・納税システム（e-Tax）の場合は、電子申告完了画面の写しを添付してください。）

(ウ) 所得税青色申告決算書の写し

（参考）法人・個人事業主別 提出が必要な納税証明書一覧

企業等の形態	税目	提出が必要な書類	証明書発行機関
法人	法人都民税	法人都民税納税証明書	都税事務所
	法人事業税	法人事業税納税証明書	
個人事業主	個人都民税（居住地分）	住民税納税証明書 （居住地分）	（居住地の）区市町村の役所
	個人都民税（事業所地分）	住民税納税証明書 （事業所地分）	（事業所地の）区市町村の役所
	個人事業税	個人事業税納税証明書	都税事務所

4 奨励事業の実施



(1) 奨励事業実施期間

受付回	奨励事業実施期間
第1回	10月1日(水)～12月31日(水)
第2回 (追加)	12月19日(金)～2月28日(土)

(2) 実施する奨励事業（取組事項）

No	取 組 事 項
1	<u>社内意向調査の実施</u>
2	女性特有の健康課題と仕事の両立を可能とする職場環境整備のため実施する事業の実施 いずれか1つを実施してください。 (1) <u>フェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度整備事業</u> (2) <u>女性特有の健康課題への支援を目的とした新たな設備整備事業</u>
3	<u>相談窓口の設置</u>
4	<u>社内説明会の実施</u>

《奨励事業実施にあたっての注意事項》

- ア 奨励事業者（交付決定を受けた申請企業）は、東京都が定めた奨励事業実施期間内に、上記の表に記載の取組事項を全て実施してください。奨励事業実施期間内に実施できない場合は奨励対象外となります。
- イ 取組事項は並行して実施しても構いませんが、以下の順番を守って実施してください。
- 取組事項2は、取組事項1の実施後に取り組んでください。
 - 取組事項3は、取組事項1、2の実施前に取り組んでも構いませんが、取組事項4の前に実施してください。
- ※ 必ず、取組事項2において、フェムテック製品・サービスの購入・契約又は設備の整備を行ってください。奨励対象外となる製品・サービス及び設備がありますので、別表4をご確認の上、取組事項2で実施する事業を決定してください。

(3) 各取組事項の詳細

取組事項 1	社内意向調査の実施
内 容	女性特有の健康課題と仕事の両立を可能とする職場環境の整備について、社内意向調査を実施し、社内の女性従業員が抱える健康課題等を把握した上で、取組事項 2で実施する事業を決定してください。 (1) 社内意向調査は次のア～エにより実施してください。 ア 調査票様式：〔（様式）社内意向調査票〕を用いること イ 調査対象：都内に勤務する全ての従業員（雇用形態を問わない） ウ 回答率：5割以上 ※女性従業員（1人以上）からの回答を必須とする。 エ 方法：回答記録が残る方法（紙、データ）で実施すること。無記名可。 (2) 調査票の回収後は〔（様式）社内意向調査集計結果〕を使って集計してください。 (3) 調査結果を踏まえ、取組事項 2で実施する事業内容を決定してください。
実績報告時 確 認 書 類	(1) （様式第6号別紙）取組の実施状況 (2) （様式）社内意向調査集計結果
注 意 事 項	(1) 内容(1)について ア 調査対象者は、必ずパートタイム労働者等非正規雇用労働者も含めた、都内に勤務する全従業員としてください。ただし、派遣、出向、請負又は委任の関係にある者（奨励事業者と雇用関係にはない者）については、東京都に提出する集計結果には含めないでください。 イ 情報の収集にあたっては、漏洩等の防止に適切な対策を講じるなど、十分留意・配慮の上実施してください。 ウ アンケート回答率は必ず5割以上としてください。女性従業員（1人以上）からの回答が無い場合は奨励対象外となります。 (2) 内容(2)及び(3)について 個別の調査票について、必要に応じて提出を求めることがあります。また、事業内容を決定した理由・経緯について、必要に応じて議事録や会議資料等資料の提出を求めることがあります。 (3) 社内意向調査結果の内容は、奨励金の審査には影響しません。

取組事項 2 (1)	女性特有の健康課題と仕事の両立を可能とする職場環境整備のため実施する事業の実施 フェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度整備事業
内 容	取組事項 1の調査結果を踏まえ、別表 3に記載の内容に該当する、女性特有の健康課題に対応するフェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度の整備・拡充を行ってください。
制 度 要 件	(1) 次の要件を満たす福利厚生制度を整備してください。なお、取組事項 1の社内意向調査結果を踏まえ、労使間で制度内容について検討してください。 ア 継続的に運用する福利厚生制度であること イ 既に運用されていない福利厚生制度であること ウ 運用開始日は、奨励事業実施期間内であること エ 奨励事業者が利益を得る運用はしないこと (2) 次の要件を満たすフェムテック製品・サービスを導入してください。 ア 別表 3に記載の女性特有の健康課題に対応していること イ 外部のフェムテック製品・サービスを新たに購入・契約すること (3) 福利厚生制度について、次の要件を満たす運用ルールを定めてください。 ア 導入したフェムテック製品・サービスの内容、運用開始日、運用場所、運用方法、対象者、使用（実施）回数・頻度、問合せ先及びその他注意事項等を定めること

	イ 別表3 (1) その他「ヘルスリテラシー」は、単に購入・契約するだけでなく、運用ルールにおいて従業員が確実に学習できるように仕組みを整えること
対象者	(1) 別表3 (1) フェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度整備事業のうち、「女性特有の健康課題（月経、妊娠・不妊、産後の不調、更年期、婦人科系疾患）」に該当する場合 都内事業所に勤務する全女性従業員（雇用形態は問わない） (2) 別表3 (1) フェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度整備事業のうち、「その他（ヘルスリテラシー）」に該当する場合 都内事業所に勤務する全女性従業員（雇用形態は問わない） 又は 都内事業所に勤務する全従業員（雇用形態は問わない）
適用条件	(1) 勤続年数等について条件を付すことは可とします。 (2) 福利厚生制度を利用した際に賃金等に関し不利益となる取扱いを行わないでください。 (3) 従業員の所得に基づく制限は行わないでください。
実績報告時 確認書類	(1) （様式第6号別紙）取組の実施状況 (2) フェムテック製品・サービスを導入したことが分かる写真 （参考様式）フェムテック製品等を導入した写真 台紙 ※使用した場合のみ (3) パンフレット等導入したフェムテック製品・サービスの詳細が分かるもの (4) フェムテック製品・サービスの購入・契約を確認できる書類
注 意 事 項	(1) 内容について ア 導入するフェムテック製品・サービスは、女性特有の健康課題に対応していることが明確に確認できるものとしてください。製品・サービスの提供者（製造者・販売者等）が発行するパンフレットや取扱説明書等において、女性特有の健康課題に対応するフェムテック製品・サービスであることが確認できない場合は、奨励対象外となります。 イ 別表4 の記載内容に該当する場合は、奨励対象外となります。 (2) 制度要件(1)について 制度内容の検討にあたっては、特設サイト「働く女性のウェルネス向上委員会」（https://women-wellness.metro.tokyo.lg.jp/）に掲載されている、専門家による解説や他社の取組事例等も参考にしてください。社内の女性従業員が抱える悩みや課題に関する知識を深めた上で、それらの悩みや課題への支援のために、どのような対応策が効果的となるのか、労使間で話し合ってください。 (3) 制度要件(1)アについて 継続的に運用することが確認できない場合は、奨励対象外となります。 (4) 制度要件(1)ウについて ア 奨励事業実施期間内に従業員が利用できない場合は、奨励対象外となります。 イ 別表3 (1) その他「ヘルスリテラシー」における運用開始日は、実際に従業員が学習を始めることができた日となります。 ウ 製品・サービスの購入・契約は、以下の日程で実施してください。 ・発注（申込み）、契約、納品、工事（着工及び工事完了）：奨励事業実施期間内 ・請求、領収：実績報告日まで (5) 制度要件(2)について 導入するフェムテック製品・サービスについて、奨励事業者名義で購入・契約を行っていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。 (6) 対象者(2)について 女性特有の健康課題に関して、周囲の従業員の理解の促進につながる場合、女性従業員だけではなく周囲の従業員に対しても広く制度を適用してください。

	(7) 適用条件(1)について 6か月以内の退職等により雇用関係の終了が明らかとなっている制度対象者について、条件を付すことも可能です。ただし、付した条件が対象者を限定する等、本事業の趣旨に合致しないと東京都が判断した場合、奨励対象外となることがあります。 (8) 実績報告時確認書類(2)について フェムテック製品・サービスを導入したことが分かる写真として、次のア、イのいずれも提出してください。 ア フェムテック製品・サービスの写真 ※ パンフレット等で確認できる場合は省略可 イ フェムテック製品・サービスを導入し、福利厚生制度の運用が開始されたことが分かる写真 (ア) フェムテック製品の場合 ①運用開始前のフェムテック製品の配置予定場所の写真（遠景） ②運用開始後のフェムテック製品が配置されたことが分かる写真（遠景） (イ) アプリ等のサービスの場合 ①従業員が実際に操作している様子が分かる写真 ②①の利用画面のキャプチャー
--	---

取組事項 2 (2)	女性特有の健康課題と仕事の両立を可能とする職場環境整備のため実施する事業の実施 女性特有の健康課題への支援を目的とした新たな設備整備事業
内 容	<u>取組事項 1</u> の調査結果を踏まえ、女性特有の健康課題への支援を目的とした新たな設備の整備を行ってください。なお、新たな設備の整備とは、新たに女性特有の健康課題に対応するために必要な設備を建物に固定、設置、又は据え付けることをいいます。
要 件	(1) 整備する設備は次のア～エの要件を満たすものとし、<u>取組事項 1</u> の社内意向調査結果を踏まえ、労使間で整備内容について検討してください。 ア 継続的に使用する設備であること イ 既に整備されていない設備であること ウ 使用開始日は、奨励事業実施期間内であること エ 奨励事業者が利益を得る運用はしないこと (2) 整備した設備について、次の要件を満たす運用ルールを定めてください。 設備の内容、使用開始日、使用場所、使用方法、対象者、使用回数・頻度、問合せ先及びその他注意事項等を定めること
対 象 者	都内事業所に勤務する全女性従業員（雇用形態は問わない）
適 用 条 件	(1) 勤続年数等の条件を付すことは不可とします。 (2) 設備を使用した際に賃金等に関し不利となる取扱いを行わないでください。 (3) 従業員の所得に基づく制限を行わないでください。
設備を整備する場所	常用労働者の女性従業員が勤務する都内事業所における女性専用設備（トイレ、更衣室、休憩室）としてください。ただし、該当する事業所が複数ある場合は、いずれか一つの事業所でも可とします。
実績報告時 確認書類	(1) （様式第 6 号別紙）取組の実施状況 (2) 導入した設備の整備前後の写真 （参考様式）フェムテック製品等を導入した写真 台紙 ※使用した場合のみ (3) 設備・機器・物品のパンフレット等導入した設備の詳細が分かるもの (4) 設備の購入・契約を確認できる書類 (5) （様式）事業所一覧
注 意 事 項	(1) 内容について

	ア 建物に固定、設置、又は据え付けることは、建物と一体となっており、容易に動かせない状態であることをいいます。 イ <u>別表4</u>の記載内容に該当する場合は、奨励対象外となります。 (2) 要件(1)について ア 制度内容の検討にあたっては、特設サイト「働く女性のウェルネス向上委員会」(https://women-wellness.metro.tokyo.lg.jp/)に掲載されている、専門家による解説や他社の取組事例等も参考にしてください。社内の女性従業員が抱える悩みや課題に関する知識を深めた上で、それらの悩みや課題への支援のために、どのような対応策が効果的となるのか、労使間で話し合ってください。 イ 整備する設備について、奨励事業者名義で購入・契約を行っていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。 (3) 要件(1)アについて 継続的に運用することが確認できない場合は、奨励対象外となります。 (4) 要件(1)イについて ア 既存の設備の更新は奨励対象外となります。 イ 整備前の設備設置予定箇所の写真（遠景）及び設備を整備したことが分かる整備後の写真（近景・遠景の2種類）を提出してください。 (ア) 整備前の設備設置予定箇所の写真（遠景） 整備する前の設備設置予定箇所の全体の様子が確認できるもので、以下（イ）②との比較が容易にかつ明確にできるもの (イ) 設備を整備したことが分かる整備後の写真（近景・遠景の2種類） ①近景写真…整備した設備の詳細が確認できるもの ②遠景写真…整備した設備を含め、全体の様子が確認できるもの (5) 要件(1)ウについて ア 奨励事業実施期間内に従業員が使用できない場合は、奨励対象外となります。 イ 設備の購入・契約は、以下の日程で実施してください。 ・発注（申込み）、契約、納品、工事（着工及び工事完了）：奨励事業実施期間内 ・請求、領収：実績報告日まで (6) 設備を整備する場所について 常用労働者の女性従業員が勤務する都内事業所における女性専用設備（トイレ、更衣室、休憩室）に設置したことが確認できない場合は、奨励対象外となります。
--	--

取組事項3	相談窓口の設置
内 容	<u>取組事項2</u>で整備した福利厚生制度又は設備の内容、設置場所や運用ルール等に関する相談や問合せに対応する相談窓口を社内に新たに設置してください。 (1) 相談窓口は都内事業所内に設置してください。 (2) 相談窓口設置日以降、次のア～ウの全てに該当する従業員を常に1人以上配置してください。 ア <u>別表1項番2</u>(1)の常用労働者であること イ 都内に勤務実態があること ウ 雇用保険被保険者（加入期間は問わず、休業中を含まない。）であること (3) 問合せ等への対応が常時可能な体制としてください。
実績報告時 確認書類	(1) （様式第6号別紙）取組の実施状況 (2) 出勤簿

注 意 事 項	(1) 相談窓口配置する従業員の変更について 次のア、イのいずれかに該当することになった場合は速やかに〈本申請に関する問合せ先〉までご連絡いただき、8 (2)常用労働者の女性従業員又は相談窓口配置する従業員の変更を参照の上、指定する書類を提出してください。 ア 交付申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した従業員と異なる従業員に変更するとき イ 相談窓口配置した従業員が、相談窓口設置日以降かつ事業実施期間内に内容(2)ア～ウの要件のうちいずれか一つでも満たさなくなったとき
---------	---

取組事項 4	社内説明会の実施
内 容	都内に勤務する全従業員（雇用形態を問わない）を対象に、相談窓口配置した従業員が、社内意向調査の結果や、福利厚生制度又は設備に関して、制度内容、製品・サービス又は設備の取扱方法や運用ルール等について説明するなど、情報提供を行ってください。 (1) 対象：都内に勤務する全従業員（雇用形態を問わない） (2) 実施方法：集合又はオンライン (3) 出席率：5割以上 (4) 説明：取組事項 3 内容(2)ア～ウの全てに該当する相談窓口配置した従業員 (5) 社内説明会資料を作成・配布の上、次のア～ウの全ての項目について、説明を行ってください。 ア 取組事項 1 で実施した社内意向調査の集計結果・概要 イ 取組事項 2 で導入した福利厚生制度又は設備の概要及び運用ルールの説明 ウ 取組事項 3 で設置した相談窓口の説明
実績報告時 確 認 書 類	(1) （様式第6号別紙1）取組の実施状況 (2) 社内説明会に使用した運用ルール等の説明資料 ア （様式）社内意向調査集計結果 イ 〔（参考様式）社内説明会に使用した運用ルール等の説明資料〕又は奨励事業者が任意で作成した資料 (3) 社内説明会を実施していることが分かる写真（近景・遠景の2種類） （参考様式）社内説明会の写真 台紙 ※使用した場合のみ
注 意 事 項	(1) 説明は、取組事項 3 内容(2)ア～ウの全てに該当する相談窓口配置した従業員が行ってください。 (2) 社内説明会は集合又はオンラインで実施してください。オンラインで実施する場合は、以下の内容が確認できるスクリーンショットを提出してください。 ア 実施日時・社内説明会のタイトルが分かる招待メールの写し イ 説明者（相談窓口配置した従業員）の顔や姿により、本人が参加している様子が分かる社内説明会実施中の画面キャプチャーの写し等 ウ 参加者の人数や使用した社内説明会資料が分かる社内説明会実施中の画面キャプチャーの写し等 ※ 参加者全員の顔や姿が鮮明に写されているものを提出してください。 顔や姿が写っていない方は参加者とみなしません。 (3) 社内説明会の実施状況が分かる写真について 写真は近景・遠景の2種類を提出してください。 ア 近景写真は、次の①②が鮮明に確認できるものとしてください。 ① 使用した社内説明会資料の内容 ② 遠景写真の近景であること 遠景写真に写っている人物が写っており、関連性が確認できるもの ※ <u>社内説明会資料を並べて撮影しただけの写真は近景写真とはみなしません。</u>

イ 遠景写真は、次の①～⑤が鮮明に確認できるものとしてください。

① 参加者

社内説明会の実施毎に、参加者全員（説明者を含む）が写っており人数が確認できること。

② 説明者

③ 実施場所

④ 社内説明会資料

⑤ 実施状況

社内説明会の参加者が、社内説明会資料を確認しながら、説明者から説明を受けている様子が分かるもの

ウ ア、イを満たす写真が1枚に収まらない場合は、複数枚撮影しても差し支えありません。

エ 社内説明会の実施毎に、写真の余白や〔（参考様式）社内説明会の写真 台紙〕等に次の①～⑤を記載してください。

① 社内説明会日時

② 実施場所

③ 参加人数

社内説明会の実施毎の参加人数を記載してください。また、参加人数と一致するように、参加者の写真には番号を振ってください。

④ 説明者氏名

⑤ 撮影者氏名

オ 写真が不明瞭であったり、サイズが小さい等により、必要事項が写真上で確認できない場合は、奨励対象外となります。

カ 東京都から問い合わせることがありますので、提出した写真データは必ずお手元に保管してください。

キ 《社内説明会の実施状況が分かる写真の例》も必ずご確認ください。

(4) できるだけ多くの従業員が参加できるよう、日時や場所を設定してください。複数回に分けて（事業所ごとなど）開催しても構いません。

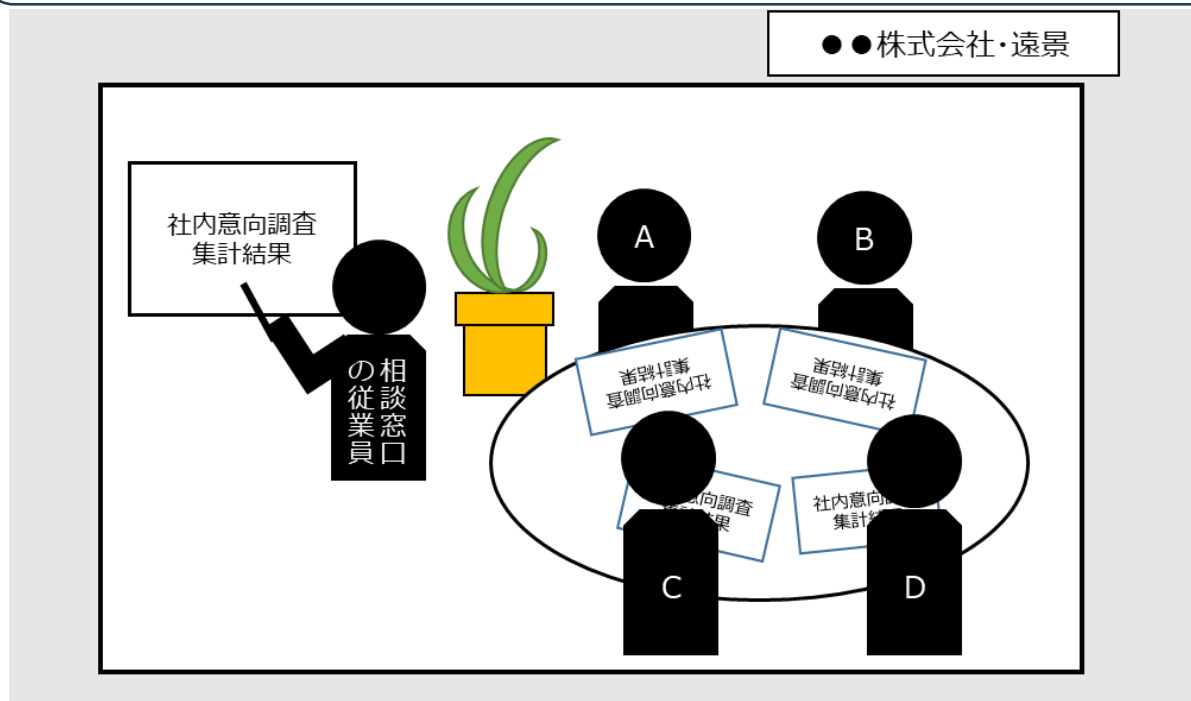
(5) 事業実施期間を通して休業・休職中等で参加できなかった従業員に対しては、社内説明会資料を配布する等により情報提供を行ってください。

(6) 社内説明会は業務時間内に実施してください。休日も含め、業務時間外に実施した場合は奨励対象外となります。

《社内説明会の実施状況が分かる写真の例》

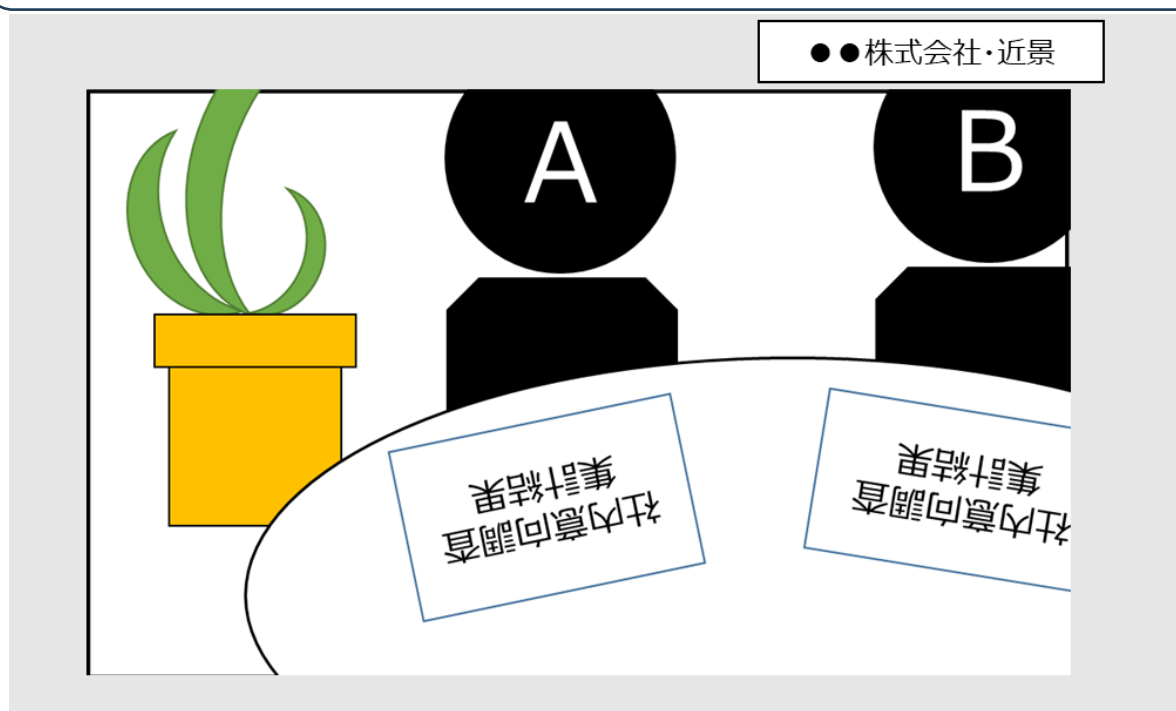
【遠景写真の例】

- 参加人数が確認できる（4人+説明者1人）
- 資料の内容が判別できる（提出した説明会資料と一致する）
- 使用している資料が全部確認できる（〔（様式）社内意向調査集計結果〕等の資料）



【近景写真の例】

- 遠景写真に写っている人物が確認できる（Aさん、Bさん）
- 資料の内容（遠景写真と同じものであるか）が判別できる（〔（様式）社内意向調査集計結果〕等の資料）
- 遠景写真と同じ会場であることが確認できる（机、観葉植物）



【オンライン会議の例】

- 参加人数が確認できる（6人＋説明者1人）
- 資料の内容（提出している説明会資料と一致する）が判別できる（〔（様式）社内意向調査集計結果〕等の資料）
- 実施日時が確認できる（2025年12月10日10:20）



別表3 女性特有の健康課題と仕事の両立を可能とする職場環境整備のため実施する事業

(1) フェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度整備事業		
女性特有の健康課題	月経	月経に伴う各種不調や月経前症候群（PMS）の緩和等を目的とした製品・サービス 〔例〕オンライン診療を活用した婦人科受診と低用量ピル服薬の支援プログラム、生理用品のサブスクリプションサービス、月経痛を緩和する機器、経血漏れを防ぐ衣料品 等
	妊娠・不妊	妊娠への準備や妊娠中、不妊治療等に関する製品・サービス 〔例〕排卵日予測や基礎体温管理アプリ、オンライン診療・相談サービス、不妊治療を記録・管理するアプリ、AMH検査（卵巣予備能検査）キット 等
	産後の不調	出産後に生じる各種不調の緩和等を目的とした製品・サービス 〔例〕助産師等の専門家による産後ケアの解決や支援を目的としたWEB等を用いた相談サービス 等
	更年期	更年期に生じる各種不調の緩和等を目的とした製品・サービス 〔例〕更年期症状に備える検査キット、オンライン診療・相談サービス、ホットフラッシュ対策の周辺機器デバイス 等
	婦人科系疾患等	子宮筋腫、乳がん、卵巣がん等の早期発見と治療等を目的とした製品・サービス 〔例〕医療機関等と提携した婦人科検診の無償化 等
	その他	ヘルスリテラシー 女性特有の健康課題に関する正しい情報の収集・活用の支援に関する製品・サービス 〔例〕従業員向けのセミナーやeラーニング動画配信サービス、生理痛を疑似体験できる装置 等
(2) 女性特有の健康課題への支援を目的とした新たな設備整備事業		
女性特有の健康課題への支援を目的とした新たな設備		
※ 女性専用設備（トイレ、更衣室、休憩室）に固定、設置、又は据え付けるもの（建物と一体となっており、容易に動かせない状態であること。）に限る。		
〔例〕女性の多様な症状をケアするトイレのセルフケアブース、女性トイレにおける体調不良時の休憩コーナー、トイレに設置する個別ロッカー、授乳スペース、着替え用スペース 等		

※ 上記は一例です。[取組事項1](#)の社内意向調査結果を踏まえ、労使間で導入する製品・サービス及び福利厚生制度の内容又は整備する設備について検討してください。

別表4 奨励対象外となる製品・サービス、設備、福利厚生制度

(1) フェムテック製品・サービスの新たな導入による福利厚生制度整備事業	
ア	既に奨励事業者において購入・契約しているフェムテック製品・サービスと同じものを追加で購入・契約すること及び既に契約しているサービス期間の延長をすること 〔例〕導入済みのフェムテック製品を新規採用者のために追加購入すること、奨励事業実施期間中に終了するサービスの契約更新 等
イ	既に運用しているフェムテック製品・サービスにおいて、利用回数の増加、対象者の拡大、適用条件の緩和及び効用・効能・効果が同等であるフェムテック製品・サービスへの変更等を行うこと 〔例〕オンライン診療サービスの対象を正社員だけではなく非正規社員にも拡大すること 等
ウ	奨励事業者又は従業員が、自ら衛生関連製品、消耗品（一回又は複数回の使用で使い切るものや使い捨てできるもの）等を購入して、定期的に補充・管理・配布を行うなど、外部のフェムテック製品・サービスを購入・契約しないこと 〔例〕従業員が生理用ナプキンを持ち寄って補充すること、生理用品のサブスクリプションサービスを利用せずに、生理用ナプキンの補充や管理を行うこと 等
エ	従業員がフェムテック製品・サービスを個人で購入・契約する場合に行う費用補助 ※ 医療機関等と提携するなどして、従業員の検診費用を無償化する制度を整備する場合は奨励対象 〔例〕個人が検診に係る費用を医療機関等に支払ったことに対する費用弁済、個人で購入したフェムテック製品の費用補助 等
オ	自社、親会社、子会社、グループ企業等関連会社のフェムテック製品・サービスの購入・契約（第三者の会社・代理店を通じての購入・契約も不可） ※ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）、代表者又は役員が経営する会社、役員の親族が経営する会社、代表者の親族（個人）、役員の親族（個人）のフェムテック製品・サービスの購入・契約がこれに該当する。 〔例〕自社で開発・製造するフェムテック製品を社内で使用できるようにする 等
カ	公開され、かつ提供を開始していることが確認できない製品・サービス 〔例〕市場で販売されていないもの、ホームページに掲載がない等一般に公開し提供されていることが確認できないもの、研究目的で製作され一般に利用できないもの、知人等が特定の対象のために提供するもの等、一般に公開され、かつ提供されていない製品・サービス
キ	試供及び試験・調査を目的として提供される製品・サービス 〔例〕店頭で配布されているサンプル品、新製品のモニター調査 等
ク	美容、エステティック、ダイエットに関する製品・サービス 〔例〕化粧品、美容機器、エステティック優待券 等
ケ	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧、整体、マッサージ、左記に類する製品・サービス 〔例〕各種施術優待券、妊娠期マッサージ、妊娠期や産後における各種施術、マッサージ器具・物品 等
コ	運動、睡眠、喫煙、飲酒、歯・口腔、生活習慣病、認知症、感染症、適正体重等に関する、主に健康保持・増進を目的とした製品・サービス 〔例〕ヨガ教室、運動機器、デンタルケア製品、メタボ健診、感染症対策グッズ、体重計 等
サ	飲食物（サプリメントを含む）、芳香・香り、保湿に関する製品・サービス 〔例〕食事・おやつを提供、ハーブティー、アロマオイル、軟膏・クリーム、加湿器 等
シ	女性特有の健康課題への支援を目的としていることが確認できない製品・サービス 〔例〕オフィス機器・什器、女性のキャリアアップに関するeラーニング 等

(2) 女性特有の健康課題への支援を目的とした新たな設備整備事業	
ア	既に奨励事業者において所有する設備・物品等の配置変更など単なる運用変更と認められるもの 〔例〕男女共用トイレ・休憩室・更衣室を女性専用に変更すること、会議室を休憩室に変更すること 等
イ	奨励事業者又は従業員が、外部に依頼することなく、自らが設備を整備すること 〔例〕資材等を調達し自ら据え付けること 等
ウ	奨励事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社により設備を整備すること（第三者の会社・代理店を通じて設備を整備することも不可） ※ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）、代表者又は役員が経営する会社、役員の親族が経営する会社、代表者の親族（個人）、役員の親族（個人）による設備整備がこれに該当する。 〔例〕自社で開発・製造する設備を社内で使用できるようにする、施工業者がグループ企業である 等
エ	美容、エステティック、ダイエットに関する設備の整備 〔例〕施術のためのスペースの設置、メイクルーム 等
オ	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧、整体、マッサージに関する設備の整備 〔例〕施術のためのスペースの設置 等
カ	運動、睡眠、喫煙、飲酒、歯・口腔、生活習慣病、認知症、感染症、適正体重等に関する、主に健康保持・増進を目的とした設備の整備 〔例〕仮眠室、運動器具の設置、サウナ、浴室 等
キ	飲食、芳香・香り、保湿に関する設備の整備 〔例〕食堂、冷蔵庫 等
ク	女性特有の健康課題への支援を目的としていることが確認できない設備の整備 〔例〕レクリエーション設備、個室型ワークブース 等

5 奨励金の実績報告



(1) 報告書類の提出方法

報告書類一式を全て揃えて、J グランツにある所定の申請フォームから提出してください。（《[電子申請についての注意事項](#)》もあわせてご確認ください。）

(2) 報告書類提出期限

受付回	報告書類提出期限
第1回	1月20日(火)17時
第2回 (追加)	3月10日(火)17時

(3) 提出書類

[別表5](#)を参照してください。（J グランツの補助金詳細画面で作成してください。）

(4) 実績報告に関する注意事項

賃金や労働時間等をはじめとして労働関係法令を遵守する必要があります。労働時間、休憩時間、時間外・休日・深夜労働時間、休日・休暇、時間外労働の割増賃金等について、適正な運用を行ってください。（[別表1 項番4](#)に記載のとおり）

要件を満たしていることが確認できない場合は、奨励対象外となります。

ア 奨励金の実施期間の途中で奨励事業が完了したとき、又は奨励事業実施期間が終了したときは、報告書類を提出期限までに必ず提出してください。

イ 提出された書類は必ずお手元に控えて残しておいてください。

ウ 一度提出された書類について、申請企業等からの修正や差し替えはできません。また、提出期限後は書類の追加提出はできません。提出期限までに必要な書類が不足している場合は、奨励対象外となります。

エ 確認事項等がある場合は、申請企業の担当者にJ グランツ上のコメントや電話等で連絡します。

実績報告に係る連絡先は、日中確実に応答できる申請企業の担当者（代表者を含む）及び連絡先を記載してください。申請企業以外の役員や従業員、GビズIDで委任を受けた代理人を担当者とするは認められません。東京都が申請企業から委任を受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。

GビズID上で委任した場合であっても、報告書類の提出は申請企業自身が行うため、東京都は、申請企業が作成した書類として審査を行います。必ず、東京都からの連絡には、申請企業の担当者が応答してください。

オ 提出書類に不備がある場合は、修正提出を求めることや、審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出を求めることがあります（賃金台帳、就業規則等）。また、提出書類の内容について、ヒアリング等による確認や現地調査を実施することがあります。なお、書類提出の求めに応じない場合、確認や調査等に応じない場合は、奨励対象外となります。

カ 審査の結果、交付決定額から減額して確定することがあります。

キ 提出書類はA4版に統一してください。

別表5 実績報告 提出書類一覧表

No	提出書類	提出方法	
		申請 フォーム 入力	書類 添付
0	(様式) 実績報告時提出チェックリスト	—	○
1	(様式第6号) 実績報告書	○	—
	(1) 個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上部の空白部分に「個人の住所地」を住民票（住民票記載事項証明書）のとおりに記載してください。 (2) 提出日は、報告書類提出期限までの日付を記載してください。		
2	(様式第6号別紙1) 取組の実施状況	—	○
3	(様式) 社内意向調査集計結果	—	○
4	フェムテック製品・サービス又は設備を導入したことが分かる写真 (参考様式) フェムテック製品等を導入した写真 台紙 ※使用した場合のみ	—	○
	(1) 取組事項2(1) を実施した場合は、次のア、イを提出してください。 ア フェムテック製品・サービスの写真 ※パンフレット等で確認できる場合は省略可 イ フェムテック製品・サービスを導入し、福利厚生制度の運用が開始されたことが分かる写真 (ア) フェムテック製品の場合 ①運用開始前のフェムテック製品の配置予定場所の写真（遠景） ②運用開始後のフェムテック製品が配置されたことが分かる写真（遠景） (イ) アプリ等のサービスの場合 ①従業員が実際に操作している様子が分かる写真 ②①の利用画面のキャプチャー (2) 取組事項2(2) を実施した場合は、次のア、イを提出してください。 ア 整備前の設備設置予定箇所の写真（遠景） 遠景写真…整備する前の設備設置予定箇所の全体の様子が確認できるもので、以下イ②との比較が容易にかつ明確にできるもの イ 設備を整備したことが分かる整備後の写真（近景・遠景の2種類） ① 近景写真…整備した設備の詳細が確認できるもの ② 遠景写真…整備した設備を含め、全体の様子が確認できるもの		
5	パンフレット等導入したフェムテック製品・サービス又は設備の詳細が分かるもの	—	○
	女性特有の健康課題の解決の支援を目的としている製品・サービス又は設備であることが分かる資料を提出してください。		

6	フェムテック製品・サービス又は設備の購入・契約を確認できる書類	—	○
	次のア～カの書類を提出してください。 ア 発注書：発注（申込み）の日付・発注（申込み）内容が分かる書類 イ 契約書：契約の日付・契約金額・契約内容（仕様書）・契約先が分かる書類 ウ 納品書：納品の日付・納品場所・納品物・数量が分かる書類 エ 工事完了届：工事が完了した日付・工事内容が分かる書類 オ 請求書：請求日・請求金額・請求内容・請求先が分かる書類 カ 領収書：金銭の收受を行ったことの詳細（契約内容や納品物又はサービスの詳細・単価・金額・領収先等）が分かる書類 ※ 発注（申込み）、契約、納品、工事完了の日付は奨励事業実施期間内である必要があります。 ※ 請求、領収の日付は、実績報告日までの日付である必要があります。 ※ ウ、エは該当する場合のみ提出してください。 ※ 書類の一部ではなく、全ての写しを提出してください。		
7	（様式）女性特有の健康課題と仕事の両立を可能とする職場環境整備事業に関する誓約書	○	—
	親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）、代表者又は役員が経営する会社、役員の親族が経営する会社、代表者の親族（個人）、役員の親族（個人）のフェムテック製品・サービス又は設備について購入・契約を行っていないこと（第三者の会社・代理店を通じて行う場合も含む。）を確認します。		
8	（参考様式）社内説明会に使用した運用ルール等の説明資料	—	○
	取組事項4で作成した社内説明会に使用した運用ルール等の説明資料を提出してください。 ア （様式）社内意向調査集計結果 イ 〔（参考様式）社内説明会に使用した運用ルール等の説明資料〕又は奨励事業者が任意で作成した資料		
9	社内説明会を実施したことが分かる写真（近景・遠景の2種類） （参考様式）社内説明会の写真 台紙 ※使用した場合のみ	—	○
	取組事項4 注意事項（3） 及び 《社内説明会の実施状況が分かる写真の例》を参照の上、提出してください。		
10	（様式）事業所一覧	—	○
	(1) 全事業所（都外・海外に所在する事業所も含む）について、事業所名称、所在地及び奨励事業完了日現在の従業員数を記載してください。 (2) 登記上の本店所在地（個人事業主の場合、個人の住所地）、支店、事業所は、従業員がいない場合でも事業所として必ず記載してください。 (3) 事業所の開設・閉鎖があった場合は、様式の所定欄に該当の事業所名称と開設日・閉鎖日を記載してください。 (4) 個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上部の空白部分に「個人の住所地」を住民票（住民票記載事項証明書）のとおりに記載してください。 (5) 提出日は、〔（様式第6号）実績報告書〕と同日としてください。		

11	出勤簿	—	○
	(1) 交付申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）等を提出した3人分（常用労働者の女性従業員と相談窓口配置した従業員が同一人物の場合は2人分）について、奨励事業実施期間開始日から奨励事業実施期間終了日までの出勤状況が分かるもの（①従業員の氏名、②勤務日、③休日、④出退勤時間が記載されたもの）を提出してください。 (2) 奨励事業実施期間の終了日より前に実績報告を行うときは、奨励事業実施期間開始日から実績報告書類提出日当日までの出勤簿を提出してください。その場合、実績報告書類提出日当日分については、出勤記録が確認できるようにしてください。 (3) 常用労働者の女性従業員が長期休業（休職）中の場合は、その事由を証明する書類を提出してください。 ※ 相談窓口配置する従業員は、休業及び休職中により長期不在とならず、常時勤務している方でなければなりません。 (4) 交付申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した従業員と異なる従業員に変更するときは、8（2）常用労働者の女性従業員又は相談窓口配置する従業員の変更をご確認ください。 (5) 必要に応じて「事業所別被保険者台帳」や「賃金台帳」等の提出を求めることがあります。		
12	（様式）支払金口座振替依頼書（新規・変更用）	○	—
	(1) 個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票（住民票記載事項証明書）のとおり記載してください。 (2) 提出日は〔（様式第6号）実績報告書〕と同じ日付にしてください。		
13	振込口座の通帳の写し	—	○
	次の①～⑦が確認できる部分の写しを提出してください。 ①金融機関コード、②金融機関名、③本支店コード、④本支店名、⑤預金種類、⑥口座番号、⑦カタカナ半角口座名義人		

6 奨励金交付額の確定

- (1) 提出された報告書類等を審査し、奨励金交付額を確定します。
- (2) 額の確定の通知は J グランツにて行います。額の確定通知の電子ファイルを添付しますので、必ずご確認ください。

7 奨励金の支払

- (1) 奨励額確定通知書の送付後、1 か月程度で、支払金口座振替依頼書に記載された口座に奨励金を振り込みます。（支払審査の状況により前後する場合がありますので予めご了承ください。）
- (2) 振込完了の連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都名義の振込を確認してください。

8 変更・撤回・中止

事前エントリー通過後から報告書類提出日までの一連の期間において、次の事象が発生した場合は、J グランツにて該当の申請又は届出を行ってください。各事象（事由）発生後、速やかに提出してください。

(1) 事業計画の変更

申請企業の名称、所在地、代表者等の届出事項を変更するときは、J グランツにて該当の申請を行ってください。
〈提出書類〉

ア （様式第 4 号）変更承認申請書

イ 変更内容が確認できる書類（商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）など）

(2) 常用労働者の女性従業員又は相談窓口配置する従業員の変更

交付申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した従業員と異なる従業員に変更するときは、J グランツにて該当の申請を行ってください。

※ 変更後の従業員は、変更日時時点で[別表 1 項番 2](#)の常用労働者の要件を満たしている必要があります。

※ 相談窓口配置する従業員は、変更日時時点で[取組事項 3 の内容\(2\)ア～ウ](#)の全てを満たしている必要があります。

〈提出書類〉

ア （様式第 4 号）変更承認申請書

変更日、変更理由、変更者氏名（旧従業員、新従業員）を記載してください。

イ 交付申請時と異なる者に変更した理由を証明する書類

- ・ 退職の場合：退職した旧従業員の退職日を証明できるもの（雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）
- ・ 休業・休職等の場合：旧従業員の休業・休職等の事由及び休業・休職等の期間を証明できるもの（申請書等）
- ・ その他：交付申請時と異なる従業員に変更した理由が分かるもの

ウ 旧従業員の出勤簿（退職日までのもの）

エ 新従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

オ 新従業員の労働契約書又は労働条件通知書

カ 新従業員の出勤簿（新従業員となった日から奨励事業完了日までのもの）

キ 新従業員に変更後の〔（様式）提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者について〕

(3) 交付申請の撤回

次のア、イのいずれかに該当するときは、J グランツにて該当の申請を行ってください。なお、交付申請の撤回を行った場合は、再度の交付申請が可能です。

ア 交付決定前に申請を取り下げるとき（交付決定前に、本奨励事業に取り組むことが困難になった場合等）

〈提出書類〉

（様式第 5 号）交付申請撤回届出書

イ 交付決定日以降に[別表 1 奨励対象事業者の要件](#)を満たさなくなったとき

〈提出書類〉

（ア）（様式第 5 号）交付申請撤回届出書

（イ）要件を満たさなくなったことを証明する書類（雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の写し 等）

※ この場合は報告書類提出期限を最終報告期限とし、期限内に提出がなかったときは事業計画の中止と判断します。

(4) 事業計画の中止

次のア、イのいずれかに該当するときは、報告書類提出期限までに J グランツにて該当の申請を行ってください。

なお、奨励事業を中止した場合は、中止の理由に関わらず再度の交付申請はできません。

ア 交付決定後に、本奨励事業に取り組むことが困難になり奨励事業を中止するとき

イ 事業実施期間内に事業が完了しないとき

〈提出書類〉

（様式第 4 号）変更承認申請書

9 企業名等の公表

奨励事業者に関して、企業等の名称、業種、従業員数、奨励金交付年度、取組内容を公表する場合があります。また、奨励金交付後、制度や設備の利用状況等についてインタビュー記事を掲載したり、アンケート調査等を実施したりする場合があります。その際はご協力をお願いします。

10 その他留意事項

(1) 各種補助金等との併給について

次に該当する場合は、本奨励金を受給することはできません。

ア 本奨励金の奨励事業の取組内容が、卵子凍結に係る職場環境整備奨励金交付要綱（令和 7 年 3 月 18 日付 6 産労雇第 1924 号）第 5 条第 1 項第 2 号の奨励事業により導入した制度と同一と判断される場合

イ 本奨励金の奨励事業に係る取組内容が、東京都が実施する各種補助金等により、導入した制度と同一と判断される場合

ウ 支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金等のうち、国、東京都又は区市町村が実施するもの（国、東京都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給し、又は受給しようとした場合

(2) 奨励事業終了後の注意事項

奨励事業者は、奨励事業に係る全ての関係書類及び帳簿類を奨励事業の終了した期日の属する会計年度終了後、5年間保存してください。

(3) 個人情報の保護

東京都は、提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他の関係法令に基づいて管理します。申請にあたって、提出書類に奨励事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応をお願いします。マイナンバーが記載されている書類は受け取ることができません。

(4) 奨励金交付決定の取消し、奨励金の返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

交付決定を取り消した場合において、既に奨励事業者に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

- ア 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき
- イ 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき
- エ 奨励事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき
- オ 法令又は要綱及び知事の指示に違反したとき

1 1 その他

(1) 東京都中小企業制度融資

本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資（TOKYO ウィメン・ビズ・サポート）」の対象となり、信用保証料 2/3 補助や利率優遇を受けることができます。詳細は、下記 URL 又は右記二次元コードより、チラシにてご確認ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/9-women-biz-for-r7-pdf>



(2) 「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)

人口減少社会の中で、豊かで多様性ある社会をつくるには、人口の半分を占める女性の力を最大限引き出していくことが不可欠です。

東京のみならず日本全体に女性活躍の輪を拡げていくため、これまで東京都が推進してきた様々な取組を「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA) として位置づけ、気運醸成を進めていきます。



本事業は、この募集要項によるほか、東京都補助金等交付規則及びこれに基づく依命通達、「フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金交付要綱」、「フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金交付要領」の定めるところに従って実施されます。